国営かんがい排水事業 上音更地区

事業の概要

本事業は、北海道河東郡士幌町、上士幌町の畑地1,761haを対象に、農地の湛水被害を解消するため、排水路(1条L=6.5km)を整備するものである。

目的・必要性

地区を流下する排水路は、国営上音更土地改良事業(昭和40年度~昭和47年度)等により整備されたが、土地利用及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に 湛水被害が発生するとともに効率的な農作業が行えない状況にある。

本事業は、排水路の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、農地の生産性の向上及び農作業の効率化を実現することにより、農業経営の安定を図り地域農業の振興に資するものである。

事業の効率性

効用(年総効果額)

	(1 ms/43714 HX)	
・農	農作物の生産量の増	5百万円
・鴬	営農経費の節減	112百万円
・旅	通設の維持管理費の増減	5百万円
・旅	西設更新による現況施設機能の維持	58百万円
• 橇	喬梁の補償工事による公共施設機能の維持	14百万円
・魚	負類の生息環境に配慮した落差工設置による水辺環境の保全	24百万円
	計	218百万円

(費用便益比の算定)

(All Caroline					
区分	算 定 式	数值	備考		
総事業費		3,900百万円			
効用		218百万円			
廃用損失額		77百万円	廃止する施設の残存価値		
総合耐用年数		41	当該事業の耐用年数		
還元率 x (1+		0.0516	総合耐用年数に応じ、効用から総便益		
建設利息率)			を算定するための係数		
総便益	= / -	4,142百万円			
費用便益比	= /	1.06			

- 注1)百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。
- 注2)数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、農地の湛水被害を解消するための農業用排水施設を整備することにより、農業経営の安定が図られ、年間約5百万円相当の農産物生産量が増加するとともに、年間約112百万円相当の営農経費の節減が図られるなど、年間218百万円の事業効果が発現される。

日程・手続

平成18年度中に、土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年6月に上音更地区国営かんがい排水事業促進期成会総会において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1.受益面積	1,761ha					
2 . 受益者数	37人					
3 . 主要工事計画	工 種	数量		事	業	費
	排水路(改修)	6.5 km				3,900百万円
国営総事業費						3,900百万円



平成19年度新規地区採択チェックリスト(国営かんがい排水事業)

(局名:北海道開発局)(地区名:上音更)

1.必須事項

項目	評 価 の 内 容	判定
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産 の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業 を必要とすること。	
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技 術的に可能であること。	
3.事業の効率性 が十分見込まれ ること。(効率性)	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこ と。	
4 . 農家負担の可 能性が十分であ ること。(公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状 況からみて、負担能力の限度を超えることとはならない こと。	
5.環境との調和 に配慮している こと。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6 . 事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の 要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」 を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の()には主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1 . 事業で達成す	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	73.2
る目標に関する事項(有効性)	農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が 整備される。	
	水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図 られる。	
	老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回 復や農業災害の防止等が図られる。	
2.事業内容や実	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	
施体制等に関す る事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となってい る。	
	関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計 画と整合が図られている。	
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振 興対策対象地域である。	
	一般被害等の軽減にも寄与するものである。	
	地元の事業推進体制が整備されている。	
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金 等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成 が図られている。	
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達して いる。	
	関連する他事業との調整が図られている。	
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の()には主として考えられる観点を記述している。

3 . 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1.地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	
2.受益面積	・最近年の面積を把握している。	

項目を満たしている場合は「 」とする。